

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 麗山 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 人は障害を持っていてもその可能性は無限にあり、一生成長し続けることができる存在である。障害を持ちながらこの社会で生きていこうとする人々の可能性を信じ、その持っている能力が発揮できるよう（エンパワーメント）、支援することにより、その人が生き生きとしたその人らしい暮らしができるように寄与することを目的とする。

また、その人を取り巻く環境に働きかけ、ひいては社会を変革することにより、障害があってもなくても、人間としての価値はみな等しく、同じように尊重されるべきであるという理念を体現できる社会を創り出すことができるように寄与することを目的とする（ノーマライゼーション）。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法における福祉サービス事業
- (2) 介護保険法における訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業
- (3) 援助を必要とする人に対する相談支援事業
- (4) 人権啓発に関する事業
- (5) 成年後見制度の利用相談及び利用支援に関する事業

- (6) 障害者、高齢者に対する余暇活動支援に関する事業
- (7) 障害者、高齢者に対する制度外の福祉サービス事業
- (8) 地域貢献を目的とするコミュニティビジネスに関する事業
- (9) 地域福祉のニーズ調査に関する事業
- (10) ボランティアの育成事業
- (11) 労働者派遣事業
- (12) 不動産賃貸業（重度障害者に対するバリアフリー住宅の提供）
- (13) その他第3条の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 正会員及び賛助会員の入会については特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～8人
- (2) 監事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の監事が選出されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (欠員補充)
- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- (解任)
- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬等)
- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (職員)
- 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。
- ## 第 5 章 会議
- (種別)
- 第 21 条 この法人の会議は総会及び理事会とする。
- 2 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
- (構成)
- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は理事をもって構成する。
 - 3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (権能)
- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 理事の解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (9) その他運営に関する重要事項

2 理事会はこの定款に定めるもの他、次の事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事業計画と収支予算に関する事項
- (5) 理事の選任
- (6) 借入金・その他新たな義務の負担
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示した書面にて請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から召集があつたとき。

3 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示した書面にて請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 5 号の規定により、監事からの招集の請求があつたとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス、E・メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は理事長が招集する。
- 5 前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の請求があつた場合、理事長は 15 日以内に理事会を

招集しなければならない。

- 6 理事会を招集する場合は会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、ファックス、E・メールをもって少なくとも5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときはこの限りではない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会及び理事会における議決事項は、第25条第3項又は同条第6項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員又は各理事（以下「構成員」という。）の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した構成員は、前2条、第31条第1項及び第44条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。
- 5 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わることができない。

(書面等による議決)

第30条 理事長は簡易な事項又は急を要する事項については、各理事が書面又はファックス、E・メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（総会において書面表決者若しくは表決委任者がある場合、又は理事会において書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 39 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 40 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 43 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 45 条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産

は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雜則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 井上 典子

理事 小森 猛

同 凰崎 泰治

同 仲宗根 友香

監事 青木 麗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ・入会金 0円
- ・年会費 0円

(2) 賛助会員

- ・入会金 0円
- ・年会費 10,000円

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

これは現行定款に相違ありません。

平成 23年 月 日

特定非営利活動法人 麓山

理事 小森 猛